

公益財団法人 日本テニス協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本テニス協会と称する。英文標記は Japan Tennis Association とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(規律)

第3条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程に則り、第5条及び第6条に定める事業を公正かつ適正に運営し、第4条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、わが国におけるテニス界を統轄し、代表する団体として、テニス競技の普及・振興を図り、もって、すべての人が健やかで幸福な人生を享受でき、多様性と調和のある社会の実現と国際親善に寄与・貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) テニスの普及及び指導・育成
(2) テニス選手の競技力向上
(3) 国内・国際テニス競技会の主催及び国内で開催されるテニス競技会の後援・公認
(4) 国際テニス競技会への代表者の選考、派遣及び外国からの選手の招聘
(5) テニスに関する公認指導員及び審判員の養成及び資格認定
(6) テニス選手の登録、ランキングの管理・運営
(7) テニス競技の健全な発展のための基盤及び環境の整備
(8) テニス競技の普及・振興のための調査・研究及び広報活動
(9) 日本テニス界を代表して、内外のテニス団体・スポーツ関連団体との交流、協力及び支援
(10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、日本国内外において行う。

(その他の事業)

第6条 この法人は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行うことができる。
(1) マーケティング事業
(2) その他前号に定める事業に関連する事業

第3章 加盟団体及び協力団体

(加盟団体)

第7条 次の各号の一に該当するものは加盟団体とする。

(1) 以下の全国9つに分割した地域のテニスを統轄する団体（地域テニス協会）

北海道協会 北海道全域

東北協会 青森、秋田、岩手、山形、宮城及び福島各県

北信越協会 新潟、長野、富山、石川及び福井各県

関東協会 東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木及び山梨各都
県

東海協会 静岡、岐阜、愛知及び三重各県

関西協会 大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良及び滋賀各府県

中国協会 岡山、広島、山口、鳥取及び島根各県

四国協会 香川、徳島、愛媛及び高知各県

九州協会 福岡、熊本、大分、長崎、佐賀、鹿児島、宮崎及び沖縄各県

(2) 各都道府県におけるテニスを統轄する団体（都道府県テニス協会）

2 次の各号の一に該当するものを加盟団体とすることができる。

(1) 大学（校）、高等専門学校、高等学校、中学校等を各々代表する全国学校テ
ニス団体

(2) 目的別に組織された全国テニス団体

3 前項の規定により加盟団体となろうとする団体は、理事会の提案に基づき、評議員
会において、総評議員の3分の2以上の承認を得て加盟することができる。

4 加盟団体は、会長宛てに理由を付した脱退届を提出し、理事会及び評議員会におい
て、総理事及び総評議員の各過半数の同意を得て脱退することができる。

5 加盟団体は、加盟団体として不相当と認められた場合、理事会及び評議員会におけ
る、総理事及び総評議員の各過半数の同意により除名される。

6 各加盟団体は、評議員会に対し、評議員候補予定者1名を推薦することができる。

7 加盟団体である各地域テニス協会は、理事会の決議により設置する役員候補者選
考委員会に対し、理事候補予定者1名を推薦することができる。

8 加盟団体は、この法人が第4条の目的を達成するために必要と認めるときは、こ
の法人との間に事業関係を築くことができる。

9 加盟団体は、この法人が第4条の目的を達成するために必要と認めるときは、この
法人から助成または報奨を受けることができる。

10 この法人から助成を受けた加盟団体は、助成の対象となった事業の報告及び会計報告
をこの法人に提出しなければならない。

11 加盟団体は、団体の定款又は会則及び役員名簿をこの法人に提出しなければならない。
定款又は会則及び役員名簿に変更が生じたときは、遅滞なくその旨をこの法人
に通知しなければならない。

12 加盟団体は、この法人に対し、理事会が定める年会費を毎年納入しなければならない。
い。

13 加盟団体は、この法人の責任にかかわると思料される問題が発生したときは、遅滞な
くこの法人に報告しなければならない。

(協力団体)

第8条 前条第2項のテニス団体のうち、理事会が指定した団体を協力団体とする。

2 協力団体は、この法人が第4条の目的を達成するために必要と認めるときは、この
法人との間に事業関係を築くことができる。

3 各協力団体は、理事会に対し、評議員候補予定者1名を推薦することができる。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第9条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

(財産の種別)

第10条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各財産をもって構成する。
 - (1) 前条において基本財産として特定された財産
 - (2) 基本財産として寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第11条 基本財産については、適正な維持及び管理に努める。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、次条に定める「財産管理運用規程」に定める。

(財産の管理・運用)

第12条 この法人の財産の管理運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める「財産管理運用規程」によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

のを記載した書類

(特別会計)

第15条 この法人は理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計の管理及び処分の方法は理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公認会計士の監査)

第17条 この法人の各事業年度毎の決算報告書は公認会計士の監査を経て、理事会に報告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第18条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第19条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第14条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第20条 この法人に評議員58名以上86名以内を置く。

(選任等)

第21条 評議員の選任及び解任は評議員選定委員会の決議により行う。評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の計5名で構成する。

2 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任される。ただし、以下に該当する者は外部委員になることはできない。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等以内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）

(4) この法人の理事又は監事

3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、評議員会は66名以内、理事会は20名以内を推薦することができる。評議員選定委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 5 評議員選定委員会の決議は、委員会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（任期）

- 第22条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（権限）

- 第23条 評議員は、評議員会を構成し、第25条2項に規定する事項を決議する。

（報酬等）

- 第24条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、評議員会出席に要する旅費を支払う。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

- 第25条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分または除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
 - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第49条第1項第1号の評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

- 第26条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。
 - 4 評議員会は、即時性と双方向性をもったオンライン会議システムをもって開催することができる。

（招集）

- 第27条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の決定及び通知)

- 第28条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 会長は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

(議長)

- 第29条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選する。

(定足数)

- 第30条 評議員会は評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第31条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第36条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

- 第32条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第33条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 評議員会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席者2名の署名又は記名・押印を要する。

第6章 名誉総裁、役員等及び理事会

第1節 名誉総裁

(名誉総裁)

- 第35条 この法人は、名誉総裁1名を推戴することができる。
- 2 名誉総裁は、理事会の議決を経て、会長が推戴する。
 - 3 名誉総裁は、重要案件について会長に意見を述べることができる。

第2節 役員等

(種類及び定数)

- 第36条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上30名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、1名を会長とする。また、会長を除き6名以内を副会長、1名を専務理事、17名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常務理事を業務執行理事とする。

(選任等)

- 第37条 理事及び監事は評議員会の決議によって、各々選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事並びに常務理事は、理事会において選定する。

(理事の職務・権限)

- 第38条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る業務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る業務を代行する。
 - 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
 - 7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第39条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 評議員会、理事会及び常務理事会に出席し、必要があると認めるときは意

見を述べること。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第40条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事または監事は、第36条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第41条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第42条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の免除又は限定)

- 第43条 この法人は、理事会の決議に基づき、役員が法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、理事会の決議に基づき、外部役員との間で、前項の賠償責任につい

て、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び顧問)

- 第44条 この法人に、任意の機関として名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は1名とし、会長経験者の中から、理事会において選任することができる。
 - 3 名誉副会長は若干名とし、副会長経験者の中から、理事会において任期を定めた上で、選任することができる。
 - 4 名誉顧問は若干名とし、名誉会長経験者の中から、理事会において選任することができる。
 - 5 顧問は若干名とし、本協会に著しく貢献した学識経験者及び役員の中から、理事会において任期を定めた上、選任することができる。
 - 6 選任した名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び顧問は、会長が委嘱する。
 - 7 名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

(名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び顧問の職務)

- 第45条 名誉会長及び名誉副会長は、この法人の運営または事業に関する重要事項について、必要があると認められるときは、理事会または評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 2 名誉顧問は、この法人の運営に関する重要事項について会長に助言を行う。また、会長の求めに応じ、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 顧問は、この法人の運営または事業に関する特定の事項について、会長の諮問に応じ、会長に意見を述べることができる。

(理事待遇)

- 第46条 この法人に理事待遇10名以内を置くことができる。
- 2 理事待遇は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 理事待遇は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(理事待遇の職務)

- 第47条 理事待遇は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

第3節 理事会等

(構成)

- 第48条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第49条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任すること

ができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 長期借入金
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第43条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第50条 理事会は、通常理事会、臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第39条第1項第5号により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
 - 4 理事会は、即時性と双方向性をもったオンライン会議システムをもって開催することができる。

(招集)

- 第51条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合については、この限りでない。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第52条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

- 第53条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第54条 理事会の議事は、この定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第55条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第56条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第38条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第57条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。

(常務理事会)

第58条 この法人に、理事会の決議に基づき以下の事項を協議し処理するため常務理事会を置く。
(1) 理事会提出議案
(2) 分野別本部に関する共通事項
(3) 専門委員会、専門部及び特別委員会並びにプロジェクトチームに関する共通事項
(4) 理事会規程細則の制定、変更及び廃止に関する事項
2 常務理事会の構成は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事とし、専務理事が議長を務める。常務理事会には、必要に応じて、次章にて規定する本部長、専門委員長その他付議案に関係ある者を出席させて意見又は報告を聴取することができる。
3 常務理事会は、必要に応じ、専務理事が招集する。

第7章 本部及び委員会等

(本部)

第59条 この法人に、理事会の決議に基づき業務を処理する分野別本部を置く。
2 分野別本部に関する事項は、理事会の決議により別に定める「分野別本部及び委員会等に関する規程」による。
3 各本部には、本部長を置く。本部長は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

(委員会等)

第60条 この法人は、理事会の決議を経て、分野別本部の下に第5条及び第6条の事業に関する活動と調査研究をする各種専門委員会及び専門部を設けることができる。
2 この法人は、理事会の決議を経て、会長の下に第5条の事業のうち、特定の事項の運営について協議する特別委員会を設けることができる。
3 この法人は、理事会の決議を経て、専務理事直轄又は常務理事会直轄として、第5条及び第6条の事業に関する活動と調査研究をする専門委員会及びプロジェクトチームを設けることができる。
4 専門委員会、専門部及び特別委員会並びにプロジェクトチームに関する事項は、理事会の決議により別に定める「分野別本部及び委員会等に関する規程」による。

- 5 各専門委員会及び特別委員会には、委員長を置く。委員長は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 6 各専門部には、部長を置く。部長は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 7 プロジェクトチームには、プロジェクトリーダーを置く。プロジェクトリーダーは、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

- 第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付帳簿及び書類)

- 第62条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えおかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第70条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 会員

(会員)

- 第63条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体は、この法人の会員となることができる。
- 2 会員に関する事項は、理事会の決議により、別に定める「会員に関する規程」による。

第10章 登録

(登録)

- 第64条 この法人は、選手、審判員、指導者等の登録に関する制度を設けることができる。
- 2 登録に関する必要事項は、理事会の決議により、別に定める「選手・審判員等登録規程」による。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第65条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第4条及び第5条並びに第21条についても適用する。

(合併)

第66条 この法人は、評議員会において、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の賛成の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第67条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第1項第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第68条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヵ月以内に、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第69条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第70条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第71条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第72条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第73条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第16条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の公益財団法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事
畔柳 信雄、明石 康、川廷 榮一、田中 耕二、渡邊 康二、内山 勝、浅沼 道成、飯田 藍、小浦 猛志、坂井 利郎、福井 烈、堀川 忠史、岩淵 元、木坂 孝治、田中 千秋、長澤 茂嗣、長岡 三郎、中西 伊知郎、野崎 拓哉、本村 道生
監事
市山 哲、黒川 光博、菅 一成
- 4 この法人の最初の会長は畔柳 信雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
鈴木 幸一、吉田 宗弘、渡邊 功、武正 八重子、雑賀 昇、小倉 拓馬、榎本 正一、馬瀬 隆彦、島田 茂、斉藤 与志朗、大前 千代子、高津 良英、榎本 正克、渡辺 修平、鹿田 純雄、平井 誠、松本 康夫、辻本 朝男、津島 則之、三木 雅愛、合瀬 武久、山下 宏、高橋 常治、北林 康司、藤島 努、庄司 秀雄、樋口 博信、戸川 稔朗、石原 法男、三村 功、井沢 信一、吉田 俊朗、矢部 清隆、磯部 修一、田村 義男、油井 正幸、小野 敏郎、山川 巖、井村 孝一、黒澤 弘忠、小林 繁、清水 民司、岩崎 彌廣、木下 洋子、徳丸 真史、荒谷 善夫、奥田 豊、松尾 孝義、大西 哲夫、大谷 明広、松村 英生、村本 茂樹、吉崎 英一郎、梅原 豊治、稲田 睦、糸原 次之、大野 裕記、秋山 修一、重松 建宏、柏井 之彦、上和田 茂、重松 隆矣、毎熊 博、中島 章一郎、緒方 うらら、大西 洋逸、渡邊 理、玉那覇 有紀
- 6 平成25年3月19日一部改定
(第36条)
- 7 平成26年3月27日一部改定
(第36条)
- 8 平成28年6月10日一部改定
(第36条)
- 9 平成31年3月19日一部改定
(第2条、第44条、第45条)
- 10 令和5年1月18日一部変更
(第1条、第3条、第4条、第7条、第8条、第21条、第26条、第36条、第37条、第39条、第49条、第50条、第51条、第56条、第57条、第58条、

第 59 条、第 60 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条、第 69 条)

別表 基本財産（第 9 条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	第 1 1 回利付国庫債券 100,000,000 円